

山梨県私立高等学校等奨学給付金 『家計急変世帯への支援』のご案内

■ 制度の概要

- 山梨県では保護者等の負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、高等学校等に通う高校生等がおり一定の基準に該当する世帯に対し、返済不要の「山梨県私立高等学校等奨学給付金」を給付しています。
- 令和2年4月1日から、**家計急変世帯への支援を新たに実施しており、今般の新型コロナウイルス感染症の影響などで、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯についても対象**となります。

■ 対象となる方

- 高等学校等就学支援金、高等学校等学び直し支援金、高等学校等専攻科修学支援金のいずれかの支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 保護者等が山梨県内に住所を有する世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）
- 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当すると認められる世帯^(※1) 生業扶助受給世帯の方は7月の奨学給付金申請で申し込んでください。

※1 所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	1,704,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

- ・ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。
- ・ 年収はあくまで目安であり、個別に判定します。

■ 支給決定方法、提出書類

家計急変の発生事由を証明する書類等により家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

【提出書類】

- ① 高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書
- ② 在学証明書(県外の私立高等学校等に在学する高校生等)
- ③ 家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等)
- ④ 家計急変前後の収入を証明する書類(保護者等全員の最新の課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細書(直近3ヶ月分)、年間収支見込計算書、税理士作成証明書類等)
- ⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(扶養親族全員の健康保険証の写し、国民健康保険の場合は保険証と扶養誓約書)
- ⑥ 口座振込依頼書(振込口座の通帳のコピー(表面及び1ページ目)添付)

■ 申請時期

家計急変後、随時(令和5年2月まで)

■ 申請書提出先

各学校の担当者(県外の私立高等学校等に在籍している高校生等の保護者は山梨県県民生活部私学・科学振興課へ郵送または持参してください。)

■ 給付額(生徒1人あたり)

世帯種別		給付金額(年額)
非課税世帯 ※ 生業扶助世帯を除く。	全日制	第1子 134,600 円
	定時制	第2子以降 152,000 円
	通信制	52,100 円
	専攻科	52,100 円

※ 7月2日以降に家計が急変し、申請があった場合は、申請月の翌月以降の月数に応じて給付額を算定しますので、表の金額と異なります。

◆ 問い合わせ先 山梨県県民生活部私学・科学振興課私学振興担当

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 【電話】055(223)1322